



ユネスコ
「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」
と堺市



無形文化遺産と無形文化遺産保護



アジア太平洋地域における無形文化遺産保護



日本における無形文化遺産保護条約に関する活動

ユネスコ無形文化遺産 パネル展について

ユネスコ【注①】の賛助する「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」が、2011年（平成23年）10月に、大仙公園にある堺市博物館内に開設されました。

このセンターは、2009年（平成21年）10月にパリで開かれた第35回ユネスコ総会において日本に設置することが承認されました国際機関です。堺市では、これまで、西暦2000年世界民族芸能祭の開催を契機に、ユネスコの無形文化遺産保護のための国際機関の日本、さらには堺市への誘致をめざす活動を行い、開設が実現したものです。

このセンターの開設を記念して、ユネスコが推進している無形文化遺産について、さらには、その保護の仕組みや具体的な事例、日本や堺市の取り組みなどについて、広く市民の皆さんに知っていただくために、このパネル展を開催いたします【注②】。



ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」が開設される堺市博物館

【注①】ユネスコ：正式名称は国際連合教育科学文化機関。英語名称（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の頭文字を取って、UNESCO（ユネスコ）と略称します。教育、社会と自然科学、文化とコミュニケーションの分野における国際協力を推進し、世界の平和と安全とに貢献することを目的とする国際連合の専門機関です。第二次世界大戦後の1946年、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」（UNESCO憲章前文）という趣旨のもと創設されました。日本は1951年に60番目の加盟国となりました。本部はパリにあります。

【注②】本展示は主にユネスコと文化庁のホームページを参考に作成しました。

ユネスコ：<http://www.unesco.org/new/en/unesco/>

文化庁：<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/hogojouyaku/index.html>

担当：堺市 文化観光局博物館 学芸課 ☎ 072-245-6201